

## 単身赴任届

令和 年 月 日提出

各庁の長 殿	官職	氏名
勤務官署名	所在地	
届出の理由	1 新規 2 異動 3 転居(本人 配偶者) 4 に該当する場合を除く 4 配偶者と同居 5 その他( ) 上記事実の発生年月日 年 月 日	

人事院規則 9 8 9 (単身赴任手当) 第7条の規定に基づき次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

## 1 異動直前の居住状況等(届出の理由が「1 新規」以外の場合は記入不要)

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	配偶者 子(生年月日 ) 子(生年月日 ) 子(生年月日 ) 子(生年月日 )

## 2 現在の居住状況等(届出の理由が「4 配偶者と同居」の場合は記入不要)

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	配偶者が父母、義父母又は同居の親族を介護 配偶者が在学する同居の子を養育 配偶者が引き続き就業 配偶者が自宅を管理 その他( )
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	子(生年月日 ) 子(生年月日 ) 子(生年月日 ) その他(続柄 ) その他(続柄 ) その他(続柄 ) その他(続柄 )
配偶者の住居	異動直前の本人の住居とく 同。異なる。(配偶者の住居及び入居年月日を記入) 配偶者の住居: 入居年月日: 年 月 日

## (1) 異動直前の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法

(異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は記入不要)

職員記入欄	順路	通勤方法の別	区 間
	1		住居 から( 経由) まで
	2		から( 経由) まで
	3		から( 経由) まで
	4		から( 経由) まで
	5		から( 経由) まで

各庁の長記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距離
	1		住居 から( 経由) まで	km
	2		から( 経由) まで	km
	3		から( 経由) まで	km
	4		から( 経由) まで	km
	5		から( 経由) まで	km
計(規則第3条の規定による通勤距離)				km

(2) 配偶者の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法  
 (異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要)

職員 記入 欄	順路	通勤方法の別	区 間		
	1		住居	から( 経由 )	まで
	2			から( 経由 )	まで
	3			から( 経由 )	まで
	4			から( 経由 )	まで
	5			から( 経由 )	まで

各庁の 長記入 欄	順路	通勤方法の別	区 間			距 離
	1		住居	から( 経由 )	まで	km
	2			から( 経由 )	まで	km
	3			から( 経由 )	まで	km
	4			から( 経由 )	まで	km
	5			から( 経由 )	まで	km
計(規則第3条の規定による通勤距離)						km

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

職員 記入 欄	順路	交通方法の別	区 間		
	1		住居	から( 経由 )	まで
	2			から( 経由 )	まで
	3			から( 経由 )	まで
	4			から( 経由 )	まで
	5			から( 経由 )	まで

各 庁 の 長 記 入 欄	順路	交通方法の別	区 間			距 離	
	1		住居	から( 経由 )	まで	km	
	2			から( 経由 )	まで	km	
	3			から( 経由 )	まで	km	
	4			から( 経由 )	まで	km	
	5			から( 経由 )	まで	km	
	計						km
	規定 に よ る 第 4 条 関 係 及 び 本 文 法 規 の 規	順路	交通方法の別	区 間			距 離
	1		住居	から( 経由 )	まで	km	
	2			から( 経由 )	まで	km	
	3			から( 経由 )	まで	km	
4			から( 経由 )	まで	km		
5			から( 経由 )	まで	km		
規定による経路及び方法 該当者のみ記入	計(給与法第12条の2第2項の規定による交通距離)					+ km	

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、官署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者又は当該者の配偶者が、住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった官署を異にする異動又は同一官署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 在勤する官署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 検察官若しくは行政執行法人職員等から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受けることとなった者又は定年前再任用(暫定再任用を含む。)をされた者、国際機関等派遣等から職務に復帰した者、交流採用をされた者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」、「交流採用」若しくは「復職」と読み替えて記入する。
- 「通勤方法の別」欄及び「交通方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、線等の別を記入する。
- 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。